

## いじめ重大事態調査報告書の公表について

福島市教育委員会（令和6年2月）

### 1 公表の目的

- 児童生徒の健やかな成長と再発防止を含むいじめ防止対策の実効ある取組に資するために行うとともに、社会全体で「子どもを健全に育てる」という意識をもつ。
  - ・ 社会全体でいじめ問題を考えていく契機とする。
  - ・ 学校、家庭、地域が一体となっていじめ防止に向けた風通しのよい教育環境を創り上げる。
  - ・ 学校や教育委員会が当事者として事実に向き合い、児童生徒の育成を第一に考え、公正かつ適切な指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てる。
  - ・ 家庭教育の重要性が自覚され、情操や道徳性、対人交流の力の素地等を培う家庭教育の充実に役立てる。

### 2 調査結果の公表に際した個人情報保護について

#### (1) 情報公開条例について

- 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、住所、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれのあるものも、非公開とする。

#### (2) 児童生徒が成長過程であることに対する教育的配慮について

- 同じ学校の児童生徒や保護者、地域住民等が閲覧することにより、個人が特定され、関係当事者の学校や地域における生活や個人の成長に支障が及ぶ可能性がある内容や表現等は非公開とする。
- インターネット上での情報拡散等により、興味本位の書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害が起きる可能性がある内容や表現は非公開とする。

※ 被害者、加害者、それに関係する児童生徒は、学校の所在する地域で生活しているため、その地域社会の中で友人等との人間関係を築きながら成長していかなければならず、社会もこのような児童生徒を支え、見守らなければならない。このような地域社会での人間関係を踏まえると、一般的に個人識別が不可能であったとしても、一定の範囲の関係者について特定個人の識別が可能な場合は識別できない範囲で公表しなければならない。

### 3 具体的な内容の取扱

#### (1) 内容の取扱

- いじめの行為の具体的な内容を公表した場合、その内容によって個人を特定される可能性があるとともに、相手への人権侵害に該当する場合があるため、具体的な

表記は行わないようにする。

- 聞き取った内容は、被害児童生徒及び加害児童生徒、その他の児童生徒の関わりや人間関係等が明確になることにより、個人が特定される可能性がある。保護者の聞き取りも同様である。そのため、聞き取った内容は、そのまま掲載しないようにする。

## (2) その他

- 児童生徒に行ったアンケートは、一定の範囲の関係者であれば個人の識別ができる場合には公表しない判断が必要である。また、アンケートを行う際、外部に公表しないという説明があって行った場合には、児童生徒の人権や人格を尊重する意味で公表は控えるべきである。

## 4 公表について

### (1) 公表方法

- 福島市のホームページへの掲載により公表する。

### (2) 公表の内容について

- いじめ重大事態の調査報告書と公表の目的は異なり、調査報告書を掲載した場合、個人情報保護に関して、大きな弊害が生じる可能性が高い。また、調査報告書の個人情報に関係する箇所等を黒塗りにした場合、黒塗り箇所が多くなり、内容を捉えることができず、正確性に欠けることも考えられる。
- 公表の目的に照らし合わせ、いじめ事案に係る学校及び教育委員会等の対応における検証及び再発防止に係る提言を中心に掲載することとする。
- 公表する場合には、公表版（調査報告書の概要）を作成し公表することとする。

### (3) 公表の手順について

#### ① 調査開始

- ・ 被害児童生徒及びその保護者に対し、市の公表に関する方針を説明する。

#### ② 調査報告書の提出

- ・ 被害児童生徒及びその保護者に対して、調査報告書の提出後、市の公表に関する方針の詳細について説明し、概ね2週間程度を目途として、公表に関する意向確認を行う。

#### ③ 公表の意向確認後

- ・ 公表の意向確認後、速やかに公表版を作成し、被害児童生徒及びその保護者に確認し、市のホームページにおいて公表する。
- ・ 公表期間は6カ月とする。その際、当初非公開とした場合の公表の再検討については、原則行わない。

#### (4) 公表版のプロット（基本）

- 1 事実の概要
- 2 調査主体
- 3 調査結果
  - いじめの概要及び重大事態としての認知
- 4 学校の対応について
  - (1) 学校のいじめにかかる対応
  - (2) 学校の対応に係る評価
- 5 教育委員会の対応について
  - (1) 教育委員会のいじめに係る対応
  - (2) 教育委員会に係る評価
- 6 再発防止対策をめぐる提言について
  - (1) 学校において
  - (2) 教育委員会において